

岩手県告示第898号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成27年10月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人自閉症スペクトラム個別早期療育室じゃじゃじゃロケット
 - (2) 代表者の氏名 宮崎真
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡雫石町中沼3番地3
- 3 定款に記載された目的 この法人は、自閉症スペクトラム児とその保護者並びに地域に対して、自閉症スペクトラムに関するアセスメントや応用行動分析に基づいた早期訓練プログラムを実施するとともに、保護者に対する療育相談・助言並びに地域の教育・福祉関係者等への研修に関する事業を行い、児童の成長と地域社会の教育・福祉力向上に寄与することを目的とする。